

金融リテラシー・ベーシック・セミナー

『NISAとDC』



株式会社コンシリウス

「お金の寺子屋」

生活を設計する

第1部 家計と生活設計の基礎知識

第2部 生活のリスクと保険

第3部 ライフプランと住宅

資産をつくる

第4部 金融と金融商品の基礎知識

第5部 金融経済と資産運用

第6部 NISAとDC

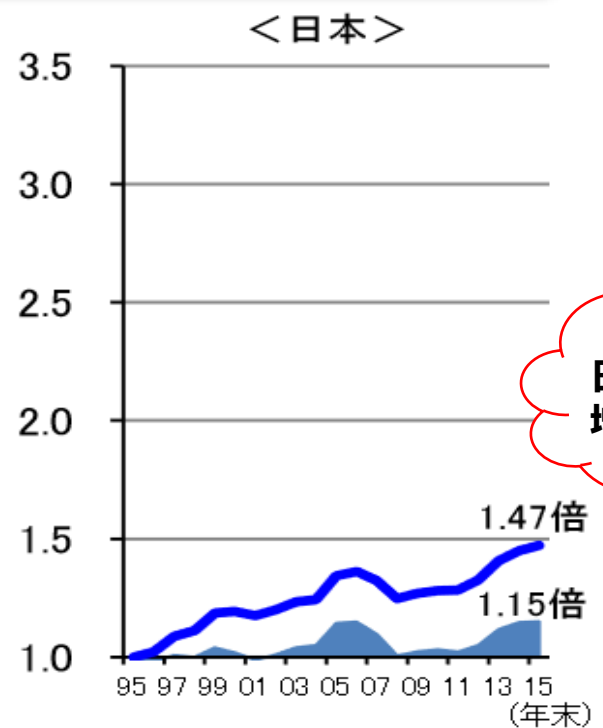
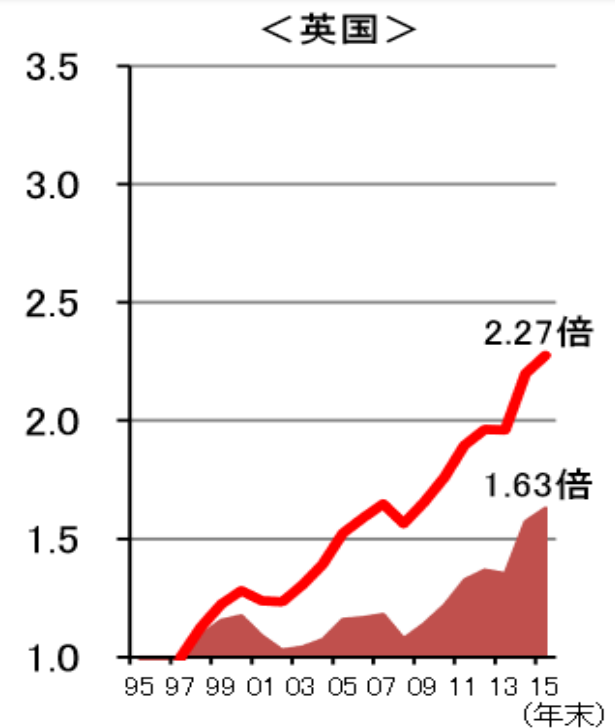
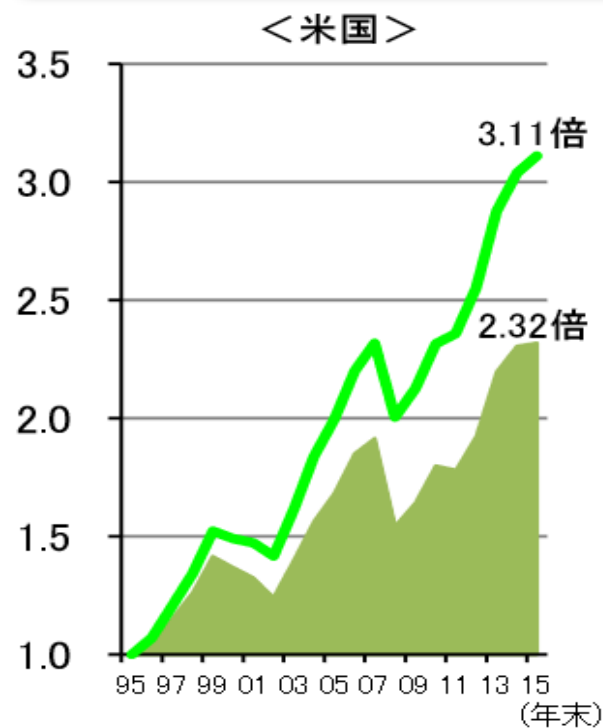
目次

- 1. 投資による資産形成の現状**
- 2. NISA（少額投資非課税制度）**
- 3. DC（確定拠出年金）**

1. 投資による資産形成の現状

運用収益による金融資産の増加（各国比較）

各国の家計金融資産の推移



日本は金融資産の増加割合が少ない

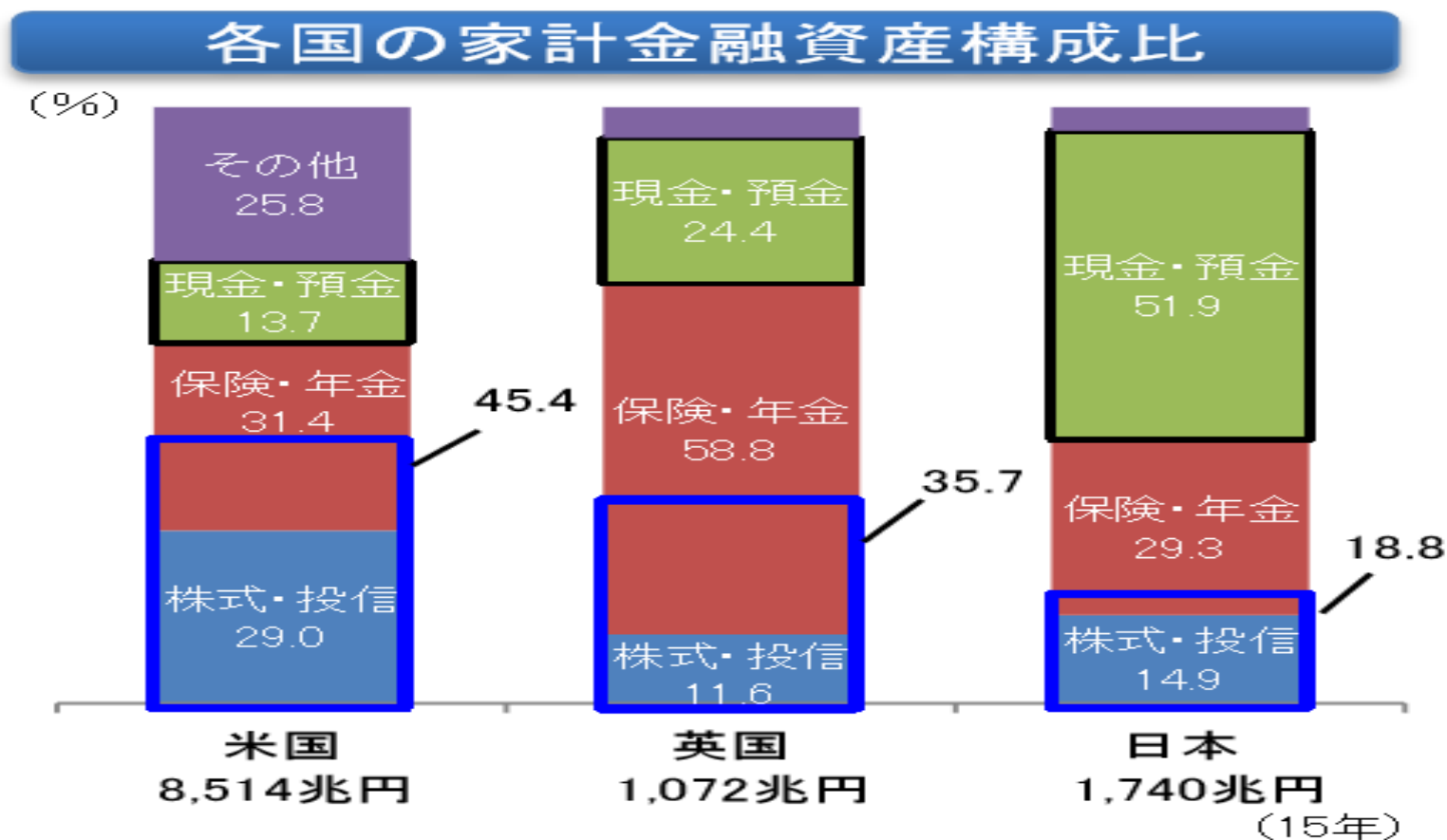
■ 運用リターンによる家計金融資産の推移
 ■ 家計金融資産の推移

■ 運用リターンによる家計金融資産の推移
 ■ 家計金融資産の推移

■ 運用リターンによる家計金融資産の推移
 ■ 家計金融資産の推移

(注) 1995年=1 (英国のみ1997年=1)とする

家計金融資産の構成比（各国比較）

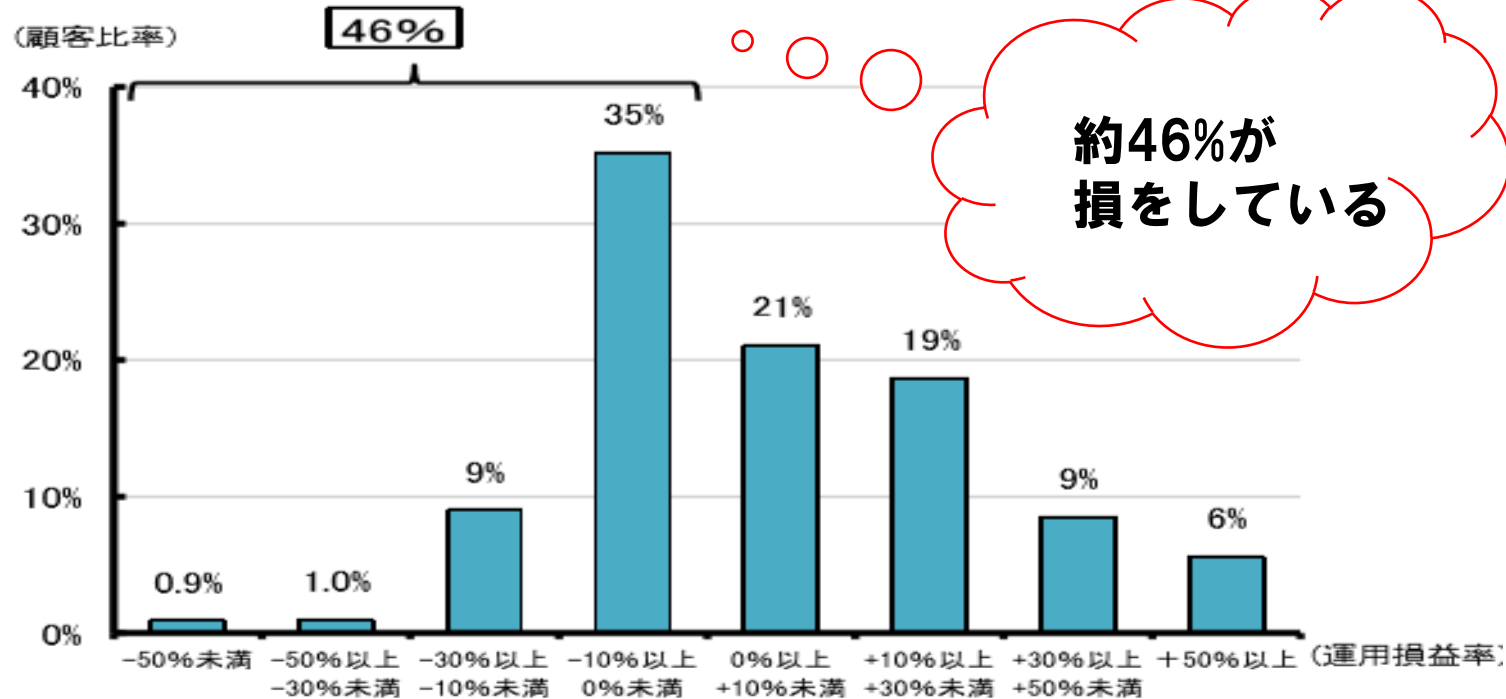


の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

(資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

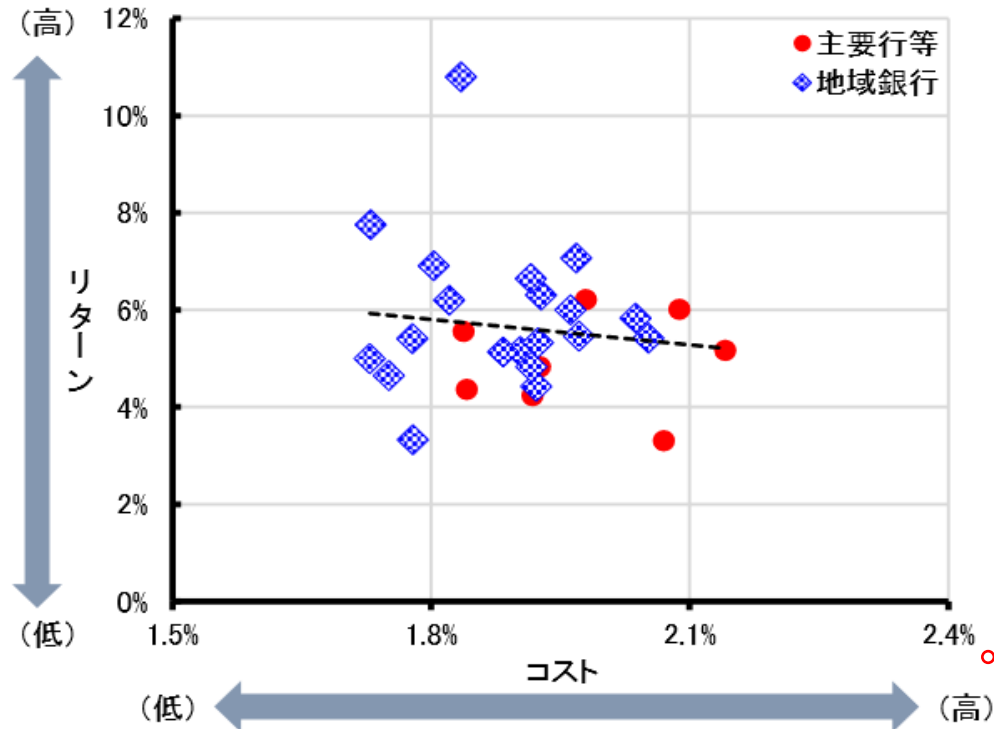
投資信託保有者の運用損益

運用損益別顧客比率 (主要行等・地域銀行合算ベース)



投資信託の手数料と運用成果

各販売会社における投資信託のコスト・リターン
(預り残高上位20銘柄の加重平均)

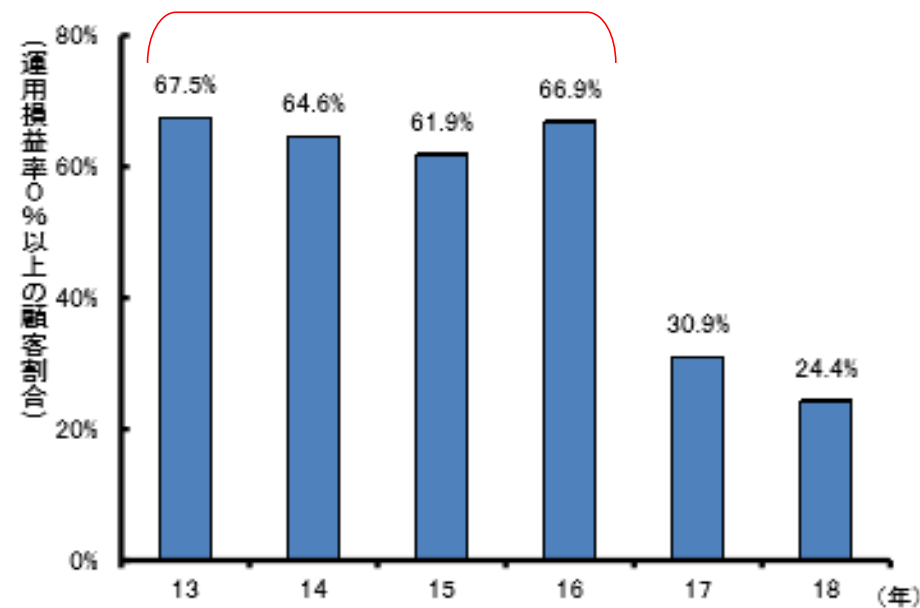


コストが高くてリターンが増えるわけではない

コストとは販売手数料と信託報酬

投資信託の口座開設年と損益

投信口座開設年別の
運用損益率0%以上の顧客割合



2013~2016年に口座を開設した人は比較的利益が出ている

(注1)基準日は18年3月末

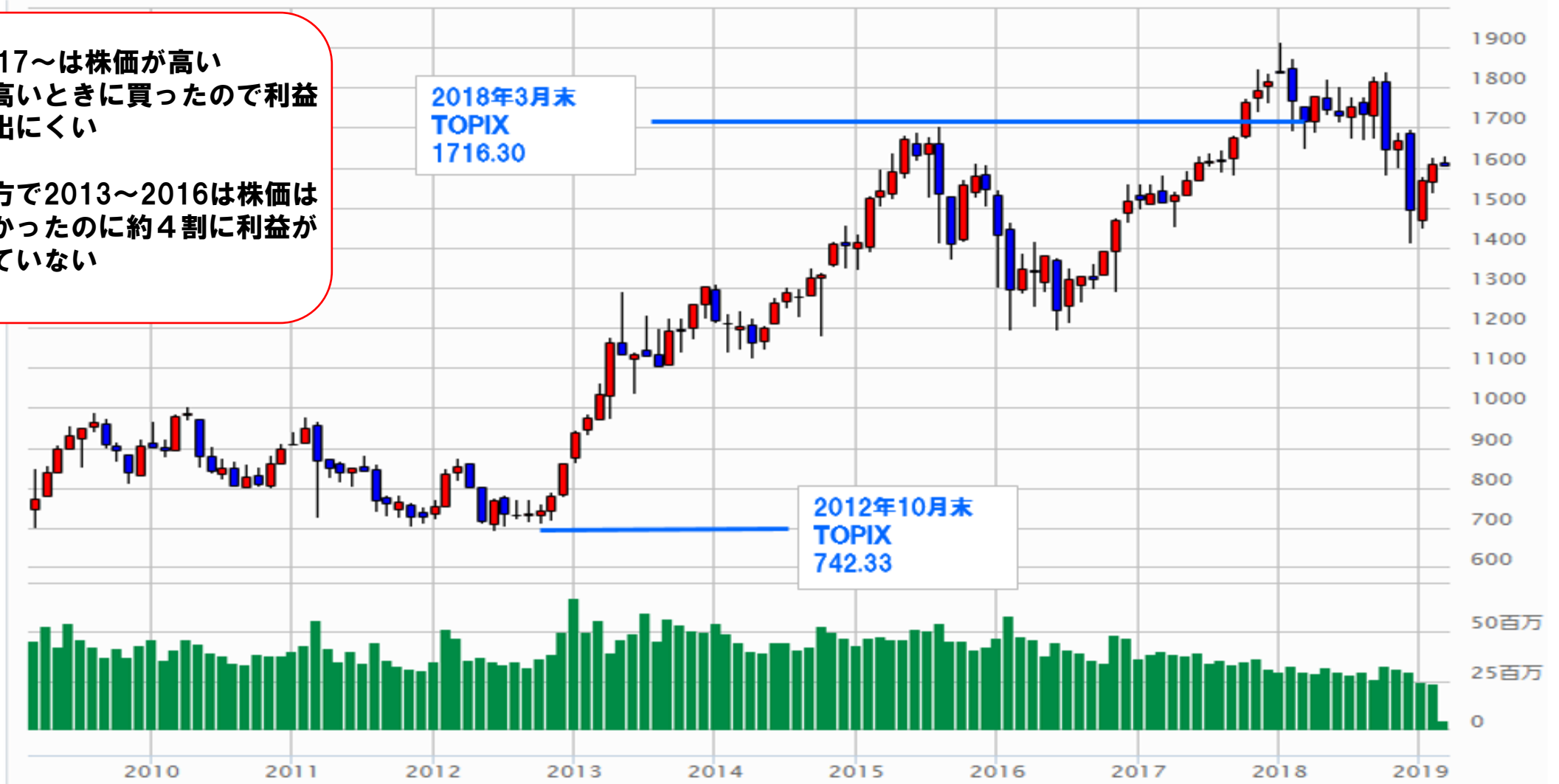
(注2)18年12月末までに、金融庁に報告のあった金融事業者(6先)の公表データを集計(単純平均)

(資料)金融庁

TOPIX

2017～は株価が高い
→高いときに買ったので利益
が出にくい

一方で2013～2016は株価は
低かったのに約4割に利益が
出ていない



2. NISA（少額投資非課税制度）



- NISAとは、イギリスのISA(Individual Saving Account=個人貯蓄口座)をモデルにした日本版ISAです。
- 通常、株式や投資信託に投資し、これらを売却して得た利益や配当金・分配金に対しては約20%の税金がかかります。
- NISAは、「NISA口座」内で購入した株式や投資信託から得られる利益が非課税になる制度です。
- ただし、NISA口座の利用には、投資可能金額、非課税枠を設定できる年、利益が非課税となる期間の制約があります。

金融商品

		主な商品
預貯金	預貯金	普通預金、定期預金、外貨預金、仕組み預金
有価証券	債券	国債、地方債、事業債、外債、仕組み債
	株式	国内株式、外国株式
	投資信託	公社債投信、株式投信、外国投信、上場投信、不動産投信／ファンドラップ
信託	(信託財産での分類)	金銭信託(合同運用指定、実績配当型指定)、不動産信託、包括信託
	(信託目的での分類)	年金信託、遺言代用信託、特定贈与信託
生命保険	死亡保険	終身保険
	年金(生存)保険	定額年金保険、変額年金保険
	生死混合保険	養老保険

上場株式等に係る税金

所得の種類	所得税	住民税	確定申告などの手続き
利子所得	15.315%	5%	源泉徴収 → 源泉分離課税で手続き不要
配当所得	15.315% 累進税率	5% 10%	源泉徴収 → 源泉分離課税／確定申告し、申告分離課税 源泉徴収 → 確定申告し、総合課税(損益通算、損失繰越不可)
上場株式等の 譲渡所得	15.315%	5%	源泉徴収あり → 源泉分離課税で手続き不要 源泉徴収なし → 年間利益20万円以下は所得税の申告不要 源泉徴収あり、なし → 確定申告し、損益通算、損失繰越
先物取引に係る 雑所得	15.315%	5%	確定申告 → 申告分離課税

取引口座の開設、税金の選択

開設
取引口座の

税金に関する
口座の選択

証券会社	
証券総合口座 (投資信託、株式／債券)	
NISA口座	
特定口座 (源泉徴収あり)	
特定口座(源泉徴収なし)	
一般口座	

銀行、信用金庫など	
投資信託口座 (投資信託)	債券取引口座 (債券)
NISA口座	-
特定口座 (源泉徴収あり)	特定口座 (源泉徴収あり)
特定口座(源泉徴収なし)	特定口座(源泉徴収なし)
一般口座	一般口座

NISA① 種類と概要

	概要	投資対象商品	利用可能者
つみたてNISA	○上場株式や株式投資信託の配当、分配金、 売買益が非課税 ○途中売却、資金の引き出しは自由	一定の投信、 ETF(上場投信)	日本に住む成人 (20歳以上) 原則1人1口座
ジュニアNISA	○つみたて型と一般型は、年ごとに選択可能 ○つみたて型と一般型は年単位で金融機関の 変更可能	上場株式、 株式投信	日本に住む未成年者 (0~19歳) 原則1人1口座
一般NISA	○ジュニア型は金融機関の変更不可 ○NISA口座と特定口座・一般口座との 損益通算はできない	上場株式、 株式投信	日本に住む成人 (20歳以上) 原則1人1口座

NISA② 投資可能額、投資枠の設定、非課税期間

	投資可能金額	非課税枠新規設定可能な年	利益が非課税となる期間
つみたてNISA	1年間に40万円まで	2018年～2037年	投資した年から20年間
ジュニアNISA	1年間に80万円まで	2016年～2023年	投資した年から 5年間
一般NISA	1年間に120万円まで	2014年～2023年	投資した年から 5年間

1年ごとに非課税枠が新規設定

一つのNISA口座の中に
各年の非課税枠ができる

NISA口座

2018年分の
非課税投資枠

非課税期間

2019年分の
非課税投資枠

非課税期間

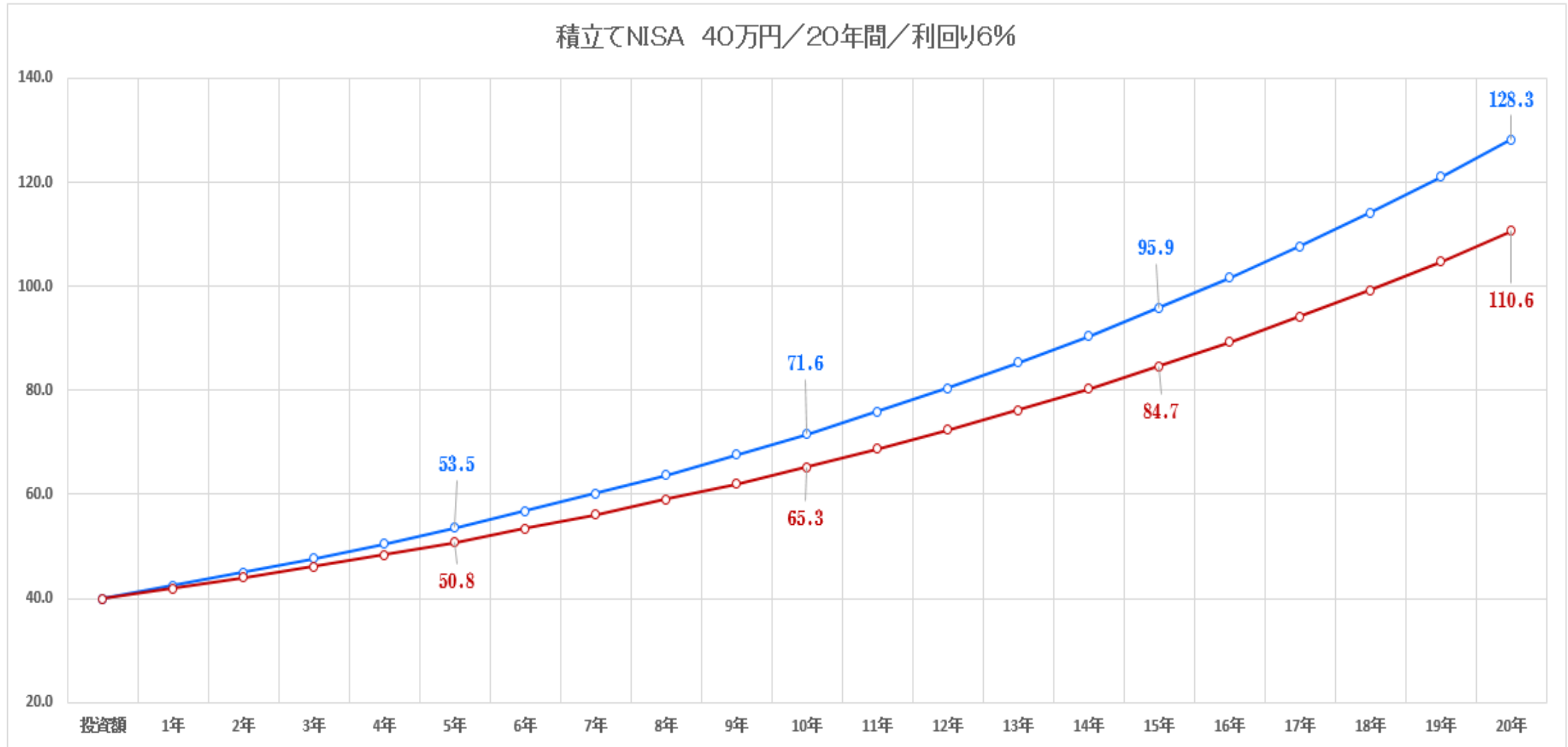
2020年分の
非課税投資枠

非課税期間

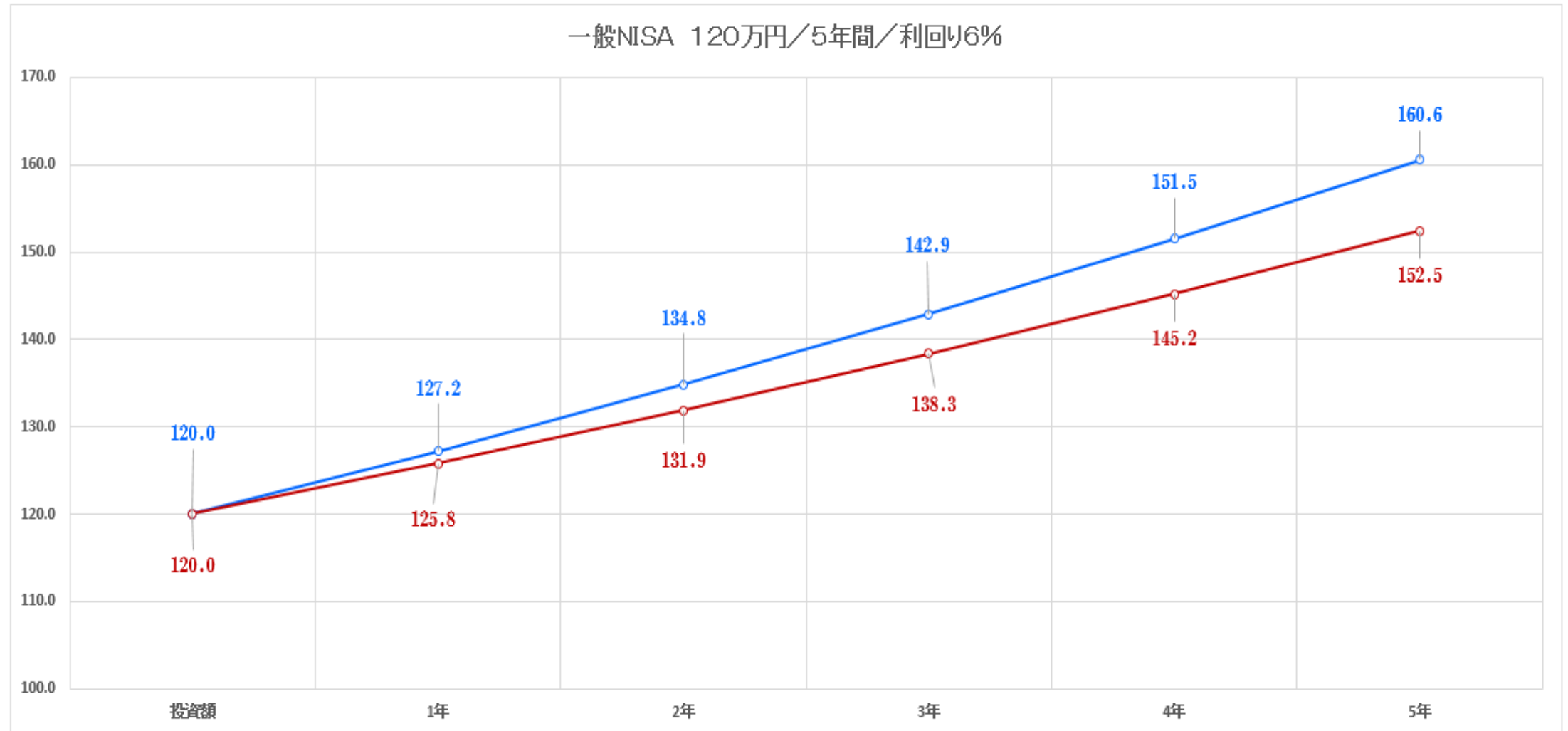
売却で空いた非課税枠の再利用はできない
未使用の非課税枠の繰り越しはできない

・
・
・
・

積立NISA運用の試算（40万円、6%、20年）



一般NISA運用の試算（120万円、6%、5年）



NISAを利用するときに（注意点など）

口座の開設	<p>（銀行など）普通預金口座、投資信託口座を開設し、NISA口座の申し込み</p> <p>（証券会社）証券総合口座を開設し、NISA口座の申し込み</p>
取扱商品	<p>（銀行など）投資信託</p> <p>（証券会社）投資信託、上場株式、ETF、REIT</p>
NISA口座 利用上の注意点	<ul style="list-style-type: none">○同一年において、つみたてNISAと一般NISAのどちらか一つを選択する必要○同一年において、全ての金融機関を通じて一人一口座に限り利用可能○特定口座や一般口座で保有している商品を、NISA口座に移管することはできない○NISA口座の商品を、NISA預かりのまま他社に移管することはできない○NISA口座と、特定口座や一般口座の損益通算はできない○NISA口座の売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできない

3. DC（確定拠出年金制度）



- DC(Defined Contribution Plan)とは、確定拠出年金法を根拠とする私的年金制度で日本版401kともいわれます。
- 年金の掛金を会社が負担する企業型DCと、個人が自ら負担する個人型DCがあり、個人型はiDeCo(イデコ)と呼ばれます。
- DCは、①掛金を定期的に拠出し、②加入者自ら運用して増やし、③原則60歳以降に年金または一時金で受け取るしくみです。
- 運用商品は、銀行等の運営管理機関が専門的知見から選定し、提示します。(元本確保型商品と投資信託が提示されます)
- 掛金を出す時、運用する時、受取る時に、税制の優遇があります。

年金制度の体系

国民年金基金	個人型確定拠出年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	年金払い退職給付
			厚生年金		
国民年金					
第1号被保険者 1505万人 (自営業者など)	第2号被保険者 4358万人 うち民間会社員など3911万人			うち公務員 447万人	第3号被保険者 870万人
被保険者合計 6733万人					

(2018年3月現在 厚生労働省)

私的年金制度（企業年金と個人年金）



(2019年3月国民年金基金連合会、生保協会)

確定拠出年金と確定給付年金

	DC (確定拠出年金)	DB (確定給付企業年金)
特徴	$\text{掛金} + \text{運用収益} = \text{給付額}$ <p style="text-align: center;">↑ 変動する</p>	$\text{掛金} + \text{運用収益} = \text{給付額}$ <p style="text-align: center;">↑ 変動する</p>
根拠法など	確定拠出年金法 (企業型と個人型がある)	確定給付企業年金法 (規約型と基金型がある)
掛金拠出	企業型は事業主が拠出、個人型は加入者が拠出 企業型で規約に定めれば、従業員拠出も可能* 年間の拠出額に上限あり	事業主が拠出 規約に定めれば、従業員拠出も可能 拠出額に上限はない
資産管理	加入者個人ごとに管理	制度全体で管理
年金資産運用	加入者が運用方法を指図 運用リスクは加入者が負う	制度提供者*が信託銀行等に運用を委託 運用リスクは制度提供者が負う
給付	掛金と運用収益の合計に基づき給付 運用成果で給付額が異なってくる	年金規約に定めた金額を給付

* 従業員拠出: マッチング拠出といわれる * 制度提供者: 事業主または企業年金基金(プランスポンサー)

DC(確定拠出年金)のポイント

①貯める
(掛金の拠出)

②増やす
(管理と運用)

⑤ポータビリティ
(年金資産の持ち運び)

①-1
事業主掛金制度

③もらう
(年金資産の受給)

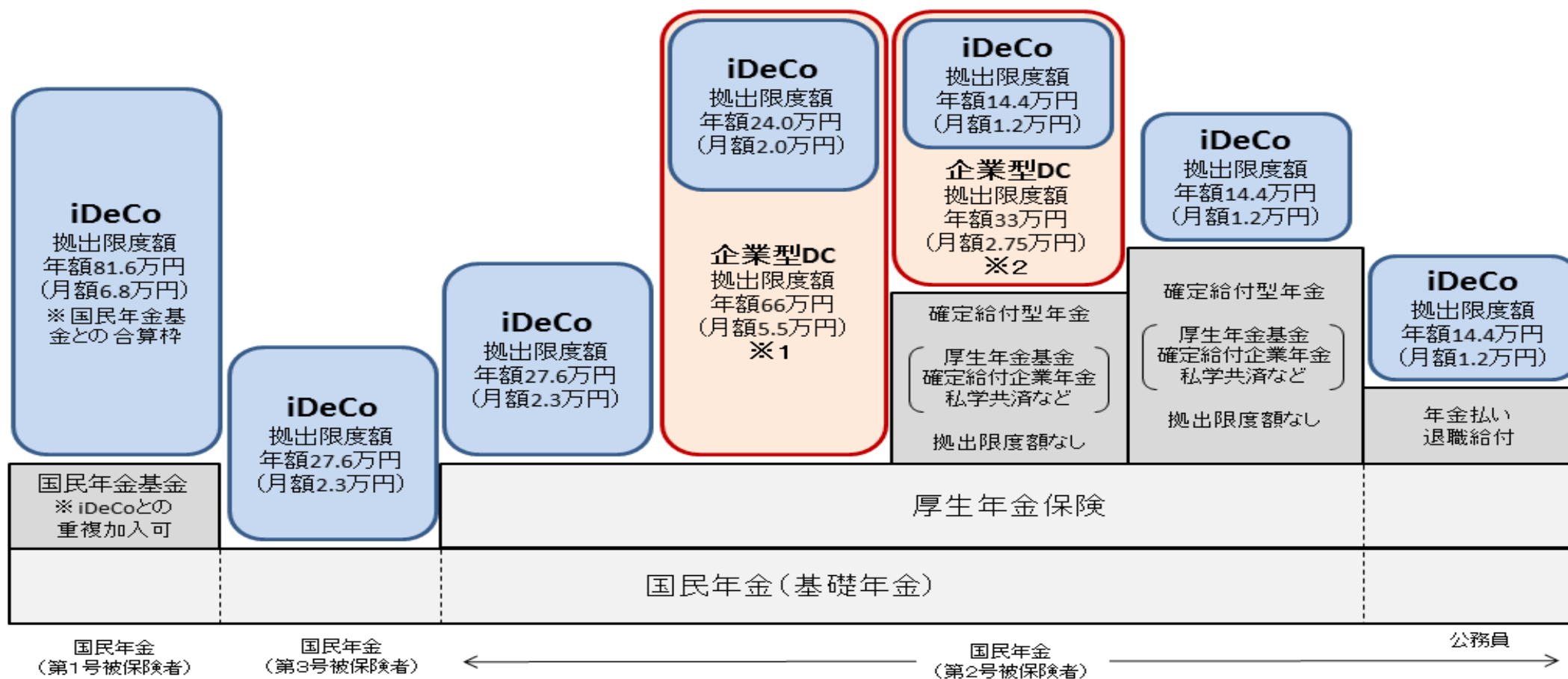
⑥運営管理機関
(各種手続きの窓口)

①-2
マッチング拠出

④手数料等のコスト

⑦運営管理機関の変更

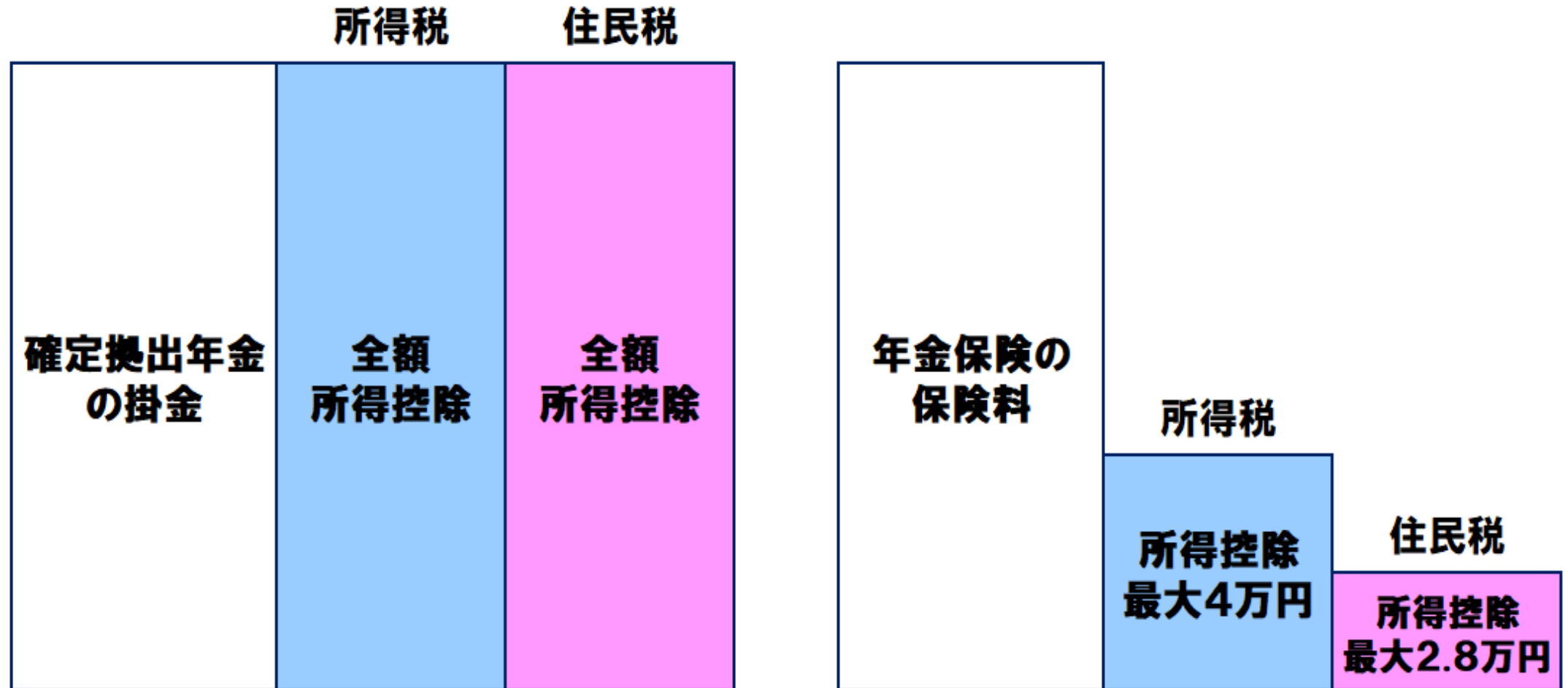
DC① 貯める（掛金の拠出）



※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

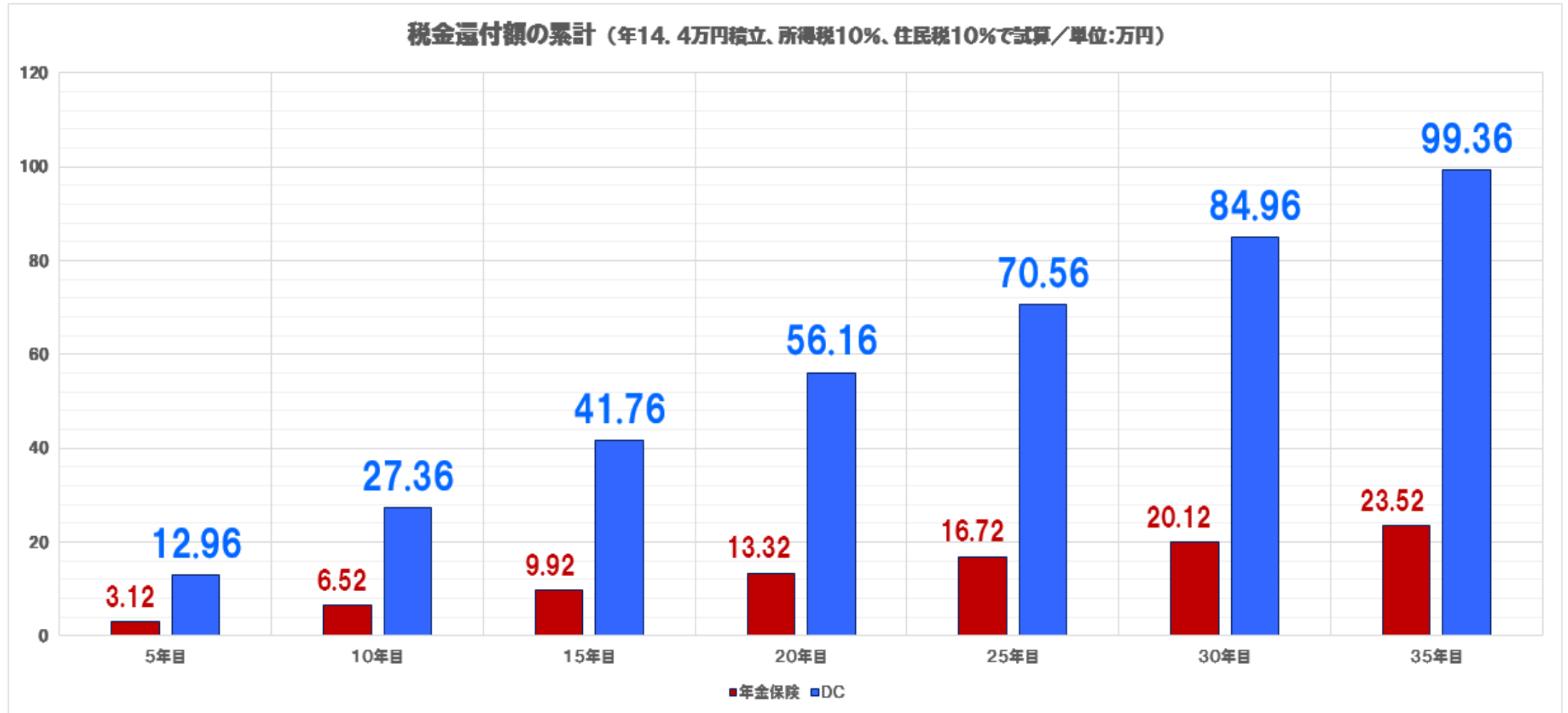
※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

所得控除の比較（DCと年金保険）



DCは、拠出時非課税、受給時課税の制度であることに注意が必要

税金還付額の試算（年14.4万円積立の場合／累計）



DC①-1 中小事業主掛金制度 iDeCo+(イデコプラス)

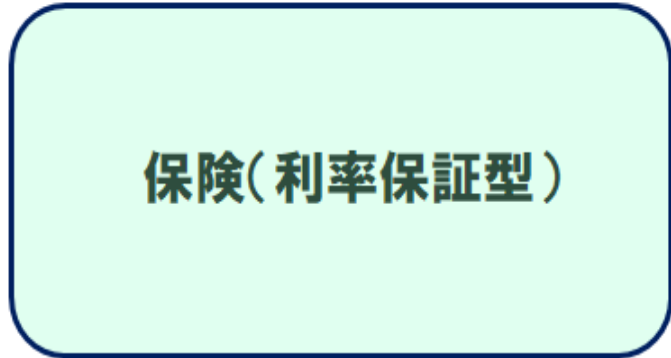
中小事業主掛金納付制度	
制度概要	○事業主が、個人型DC加入者の掛金に、事業主の掛金を上乗せする制度
拠出可能額	○年間27.6万円まで（加入者掛金と事業主掛金の合計）
要件など	○従業員が100名以下であること ○企業年金を実施していないこと ○労使合意し、厚生局・連合会に届出をすること ○資格内(職種、勤続期間)で同一掛金とすること ○双方の掛金を取りまとめて事業主が払い込むこと

DC①-2 マッチング拠出

マッチング拠出	
制度概要	○企業型DCの加入者が、自らも掛金を拠出する制度
拠出可能額	○企業型DCの拠出額上限 ・DCのみ実施の場合 年額66万円 ・DCとDBを実施の場合 年額33万円 ○マッチング拠出は会社拠出と同額まで可能なので ・DCのみ実施の場合 最大で年額33万円まで ・DCとDBを実施の場合 最大で年額16.5万円まで
要件など	○企業年金規約に従業員拠出を定めていること

DC② 増やす（年金資産の運用）

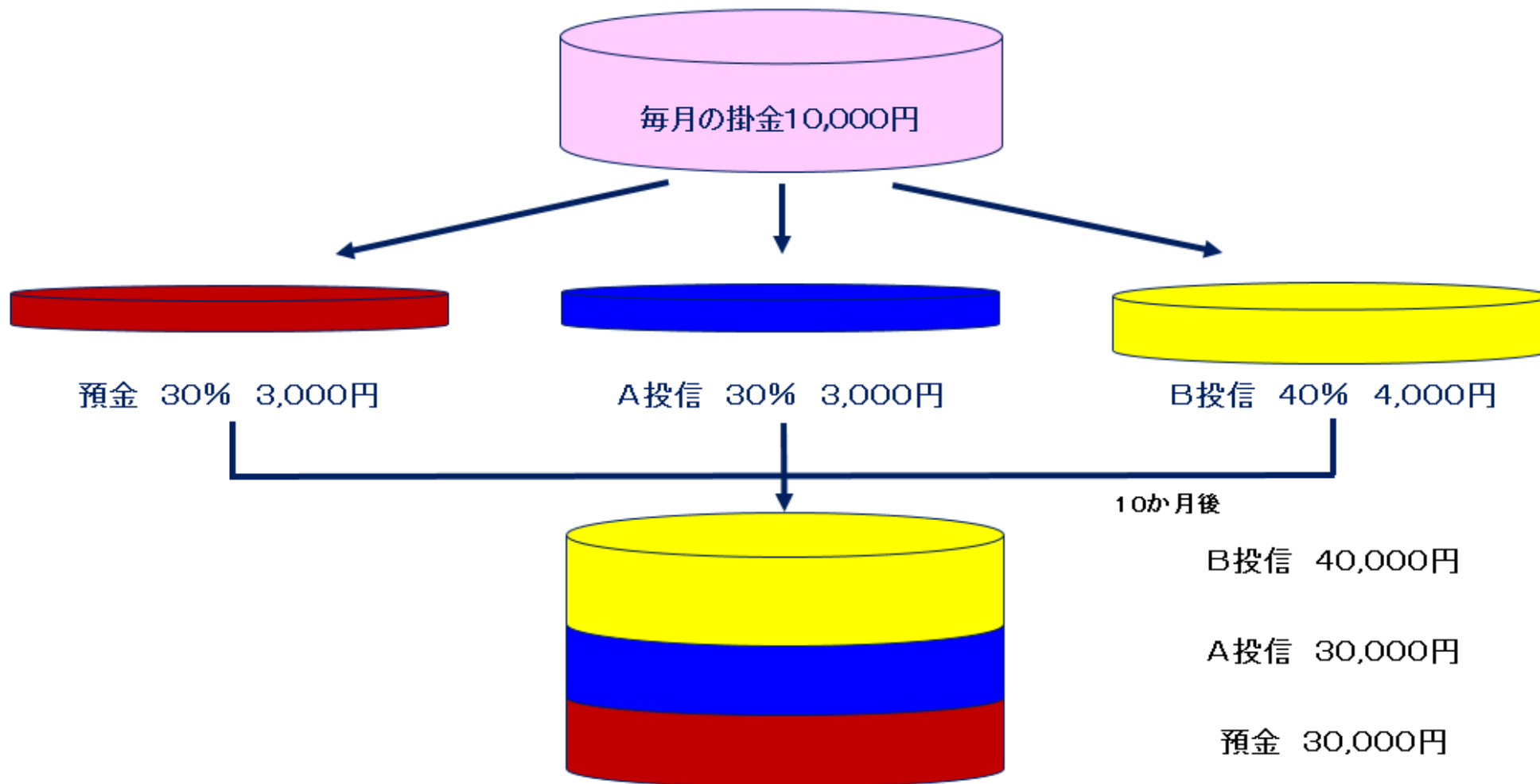
元本確保型商品



投資信託



DCの運用



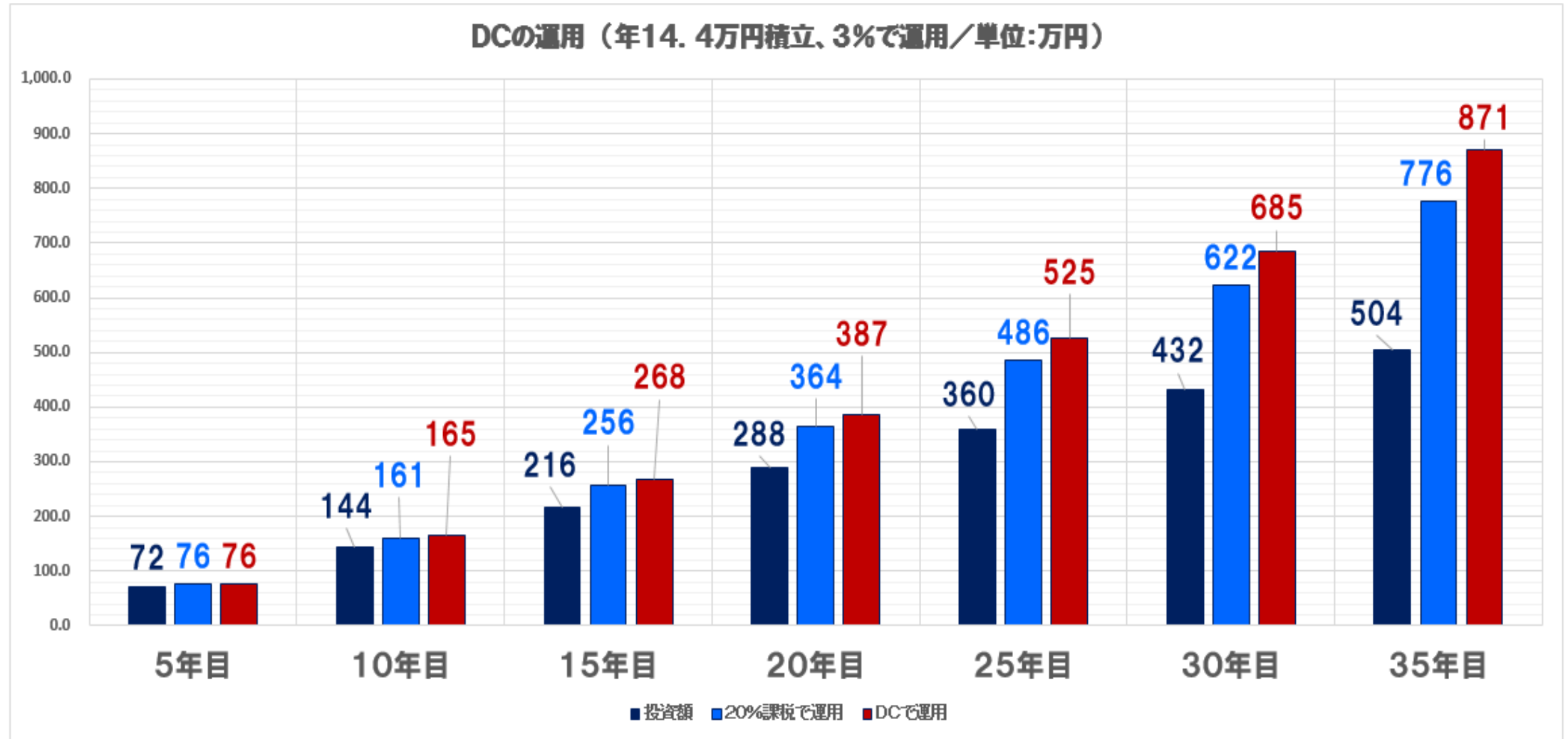
運用割合変更
(商品の配分変更)

運用商品預替
(スイッチング)

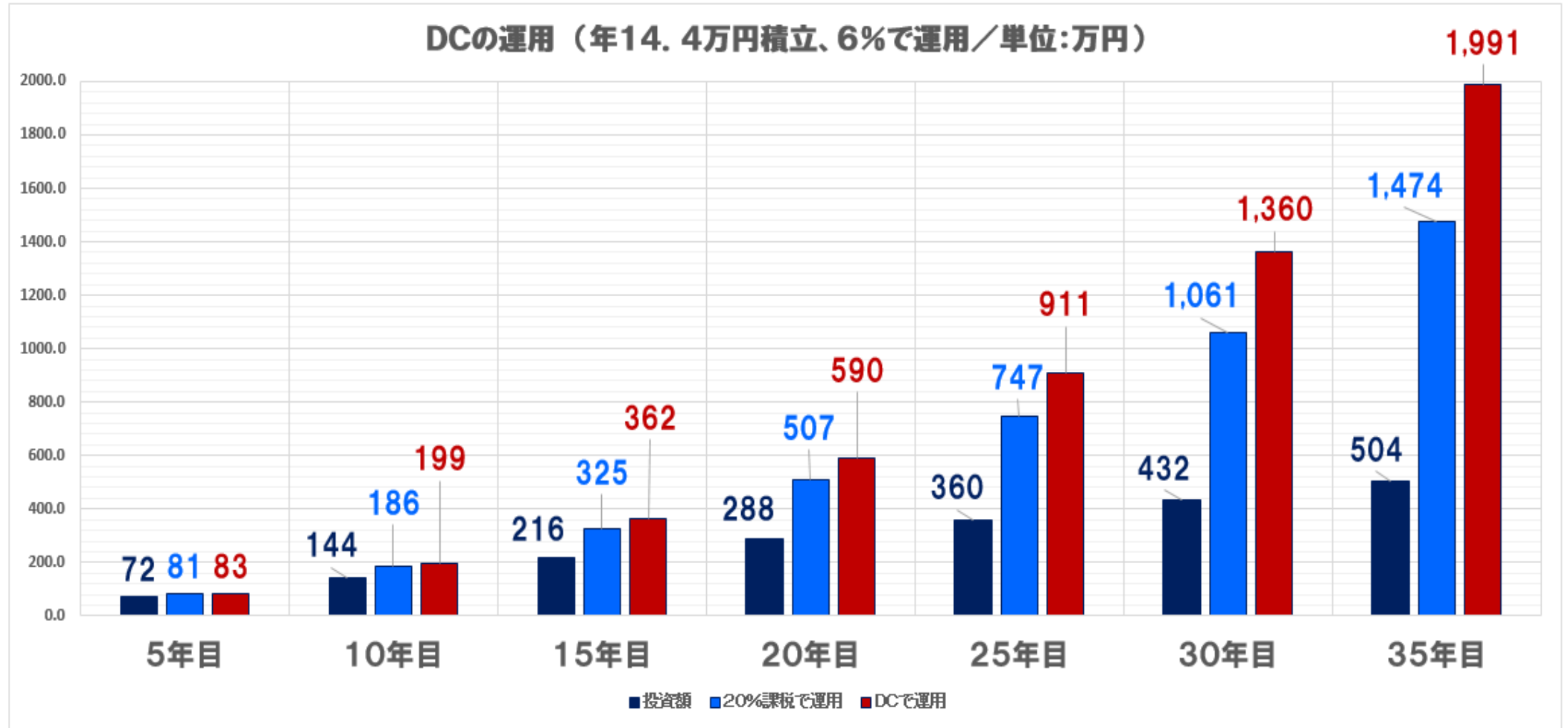
年金資産の管理と運用

年金資産の管理	<ul style="list-style-type: none">○年金資産は、信託銀行等の資産管理機関で信託財産として管理○個人ごとに明確に区分して管理
年金資産の運用	<ul style="list-style-type: none">○年金資産の運用とは、商品を選択してポートフォリオ(組み合わせ)をつくること○運用商品は、元本確保型と投資信託に分類される<ul style="list-style-type: none">・元本確保型 預貯金、利率保証型保険・投資信託 国内債券型、外国債券型、国内株式型、外国株式型、バランス型など○掛金に関する運用、残高に関する運用<ul style="list-style-type: none">・運用割合の変更 掛金分の運用商品の一部または全部を変更すること・運用商品の預け替え 残高分の運用商品の一部または全部を変更すること・掛金のみ、あるいは残高のみ運用商品を変更することが可能○投信の信託報酬を除き、運用商品の多くは手数料がない○運用による収益には課税されない

DC運用の試算（年14.4万円積立、3%、35年）



DC運用の試算（年14.4万円積立、6%、35年）



DC③ もらう（年金の受給）

給付の種類	内容
老齢給付金	原則60歳以降に受給可能（加入期間10年未満は受給開始後ずれ） 5年以上の有期または終身年金、一時金の選択可能 ・年金 公的年金等控除適用、雑所得として総合課税 ・一時金 退職所得控除適用、退職所得として分離課税
死亡一時金	加入者死亡の時、遺族が死亡一時金を受給できる（相続税の対象）
障害給付金	障害基礎年金受給者（1級・2級）や身体障害者手帳の交付を受けた人（1級～3級）などが受給可能 5年以上の有期または終身年金、一時金の選択可能（非課税）
脱退一時金	企業型DCの資格喪失した人で、一定の要件を満たした場合に受給可能

DC④ 手数料等のコスト

管理手数料	個人型 (iDeCo)	企業型
	<ul style="list-style-type: none">○運営管理機関により異なる○それぞれ掛金から控除される<ul style="list-style-type: none">・加入時 2,777~3,857円・加入者 167~617円/月・運用指図者 64~514円/月・受給時(振込みの都度)432円	<ul style="list-style-type: none">○会社負担の場合が多い (年金規約に定められている)
運用に係る手数料	<ul style="list-style-type: none">○預金、保険 手数料はない○投資信託<ul style="list-style-type: none">・販売手数料 ノーロード(手数料なし)が多い・信託報酬 残高に対して年率0.2%~1.5%程度(商品により異なる)・信託財産留保額 売却時に必要な商品がある	

DC⑤ ポータビリティー（年金資産の持ち運び）

移管先の制度

	DB	企業型DC	個人型DC	中退共	
加入している制度	DB	○	○	○	△
企業型DC	○	○	○	△	
個人型DC	○	○	-	×	
中退共	△	△	×	○	

○:資産移換が可能、 ×:資産移換不可、 △:合併等の場合のみ可能

DC⑥ 運営管理機関（各種手続きの窓口）

<p>運用関連 運営管理機関の 役割</p>	<p>○運用商品の選定、提示、運用商品の情報提供、加入者用WEBサイト・コールセンター運営</p> <p>○加入申し込み時の手続き、受給時の手続き、掛金の変更手続き、住所変更手続きなど (WEBサイトまたはコールセンター経由で、手続き書類を取り寄せる)</p>
<p>記録関連 運営管理機関の 役割</p>	<p>NRKネットワーク、JIS&Tなどがある（レコードキーパーといわれ金融機関共同で設立）</p> <p>○記録の保存、加入者からの運用指図とりまとめと信託銀行への通知、給付の裁定を行う</p> <p>○各種の照会や手続きは、レコードキーパーのWEBサイトにアクセスして行う</p> <ul style="list-style-type: none">・資産評価額照会、取引履歴照会、加入プラン情報照会、加入者の基本情報照会・運用商品の預け替え、運用割合の変更の手続き

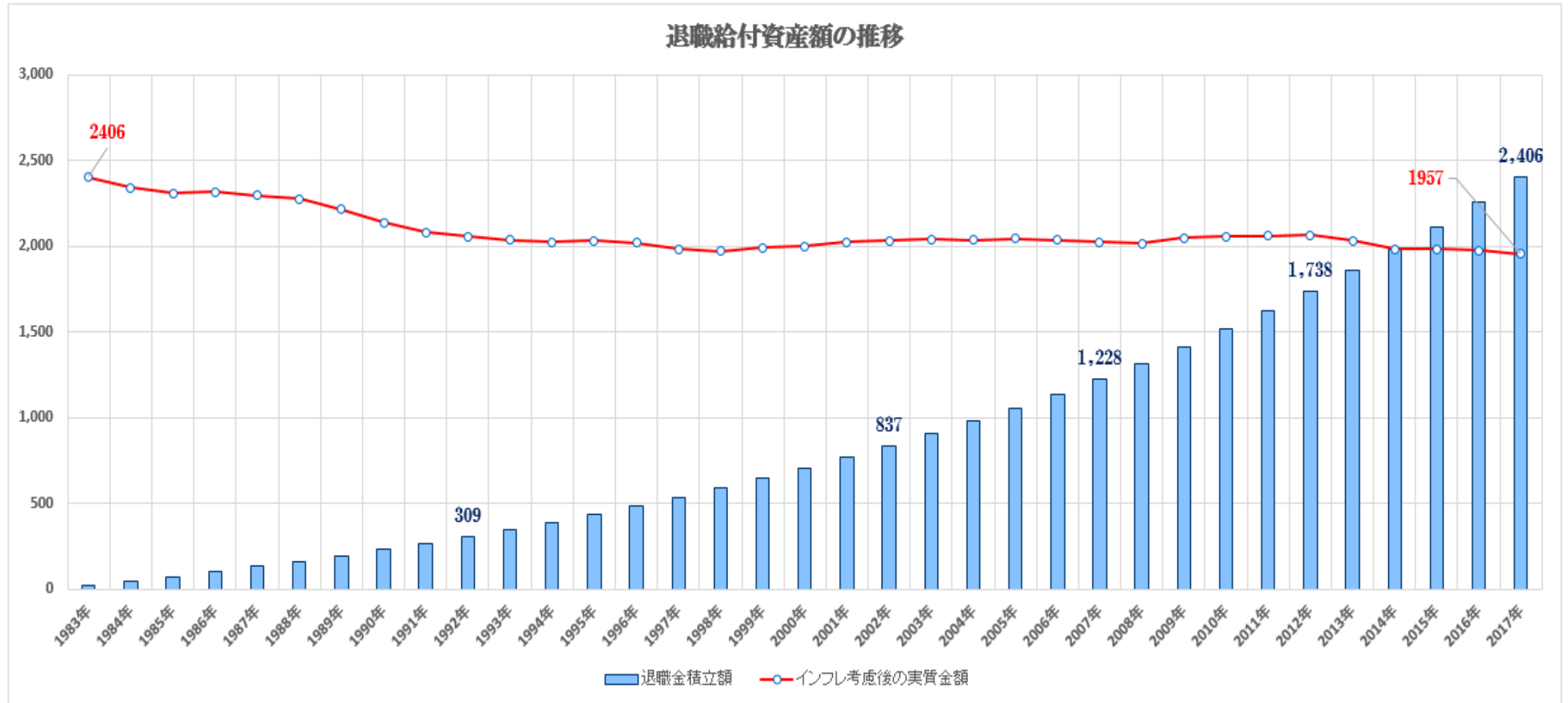
DC⑦ 運営管理機関の変更

	運営管理機関の変更
個人型 (iDeCo)	<ul style="list-style-type: none">○一定の手続きをすれば可能・運用商品の現金化必要・必要書類の提出・移換手続きに約3ヵ月要す
企業型	<ul style="list-style-type: none">○一定の手続きをすれば可能・労使の合意・厚労省への届出

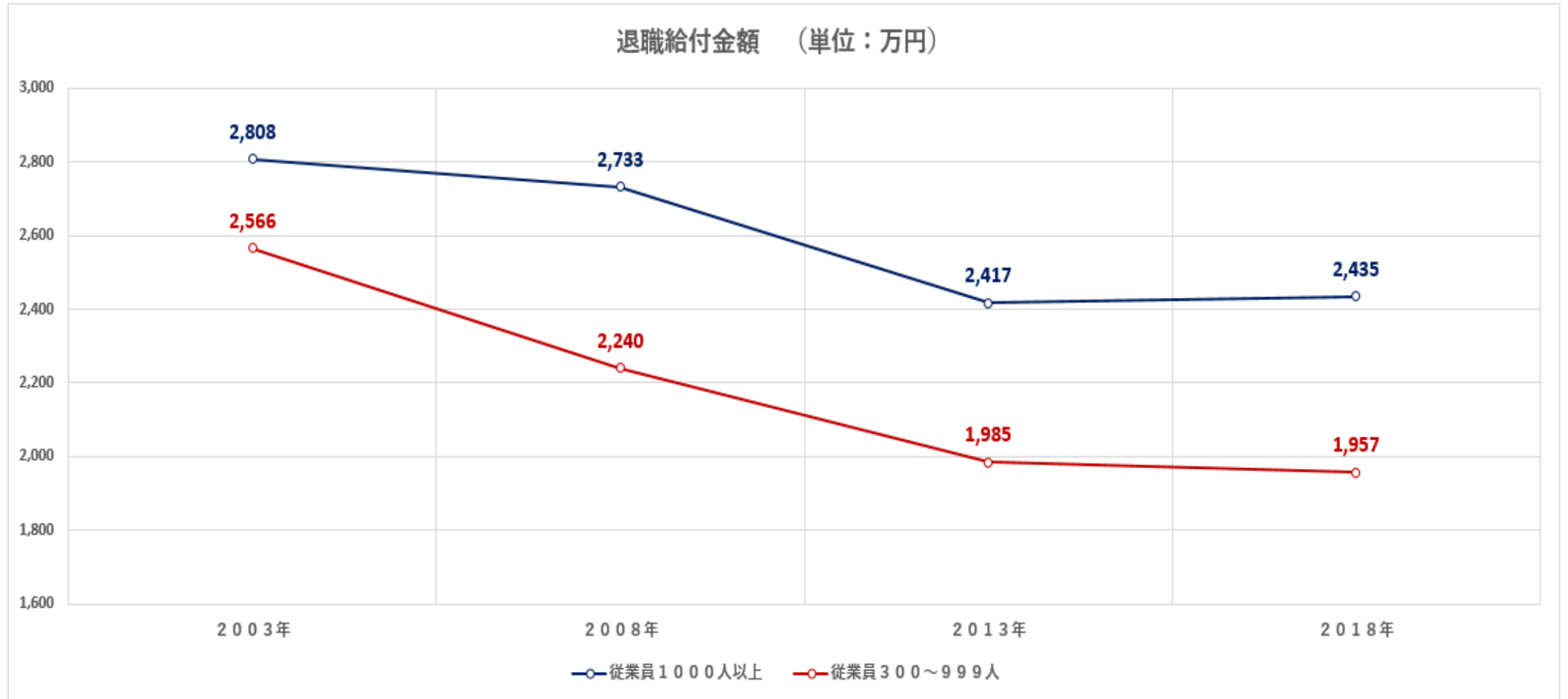
iDeCoを利用するときに（注意点など）

加入申し込み時の注意事項	<ul style="list-style-type: none">○個人型DCは、銀行、証券会社、生保会社、損保会社などで加入申し込みができる○運用商品ラインナップ、管理手数料・商品に係る手数料は、運営管理機関により異なる
運用・資産残高の確認	<ul style="list-style-type: none">○資産の運用は、定期的な見直しが必要○売買の約定、取引の履歴、資産残高、掛金の状況などは、レコードキーパーのホームページにアクセスし、自分のID・パスワードを入力して、確認する○レコードキーパーから、年1回5月に報告書が送付される(3月末の状況についての報告)
事業主の役割 (従業員が個人型に加入する場合)	<ul style="list-style-type: none">○事業主は、事業主登録を行い、以下の協力をしなければならない<ul style="list-style-type: none">・従業員が新規加入する場合、転職する場合に事業主の証明書を発行・年1回現況届の提出（従業員の在籍状況、企業年金の加入状況を証明）・(加入者が掛金納付で事業主払込を選択の時)掛金の納付、源泉徴収、年末調整・事業主に係る事項(事業主名称等)の変更があった際の届出

退職給付の支給原資 (24万円×35年×5.5%)



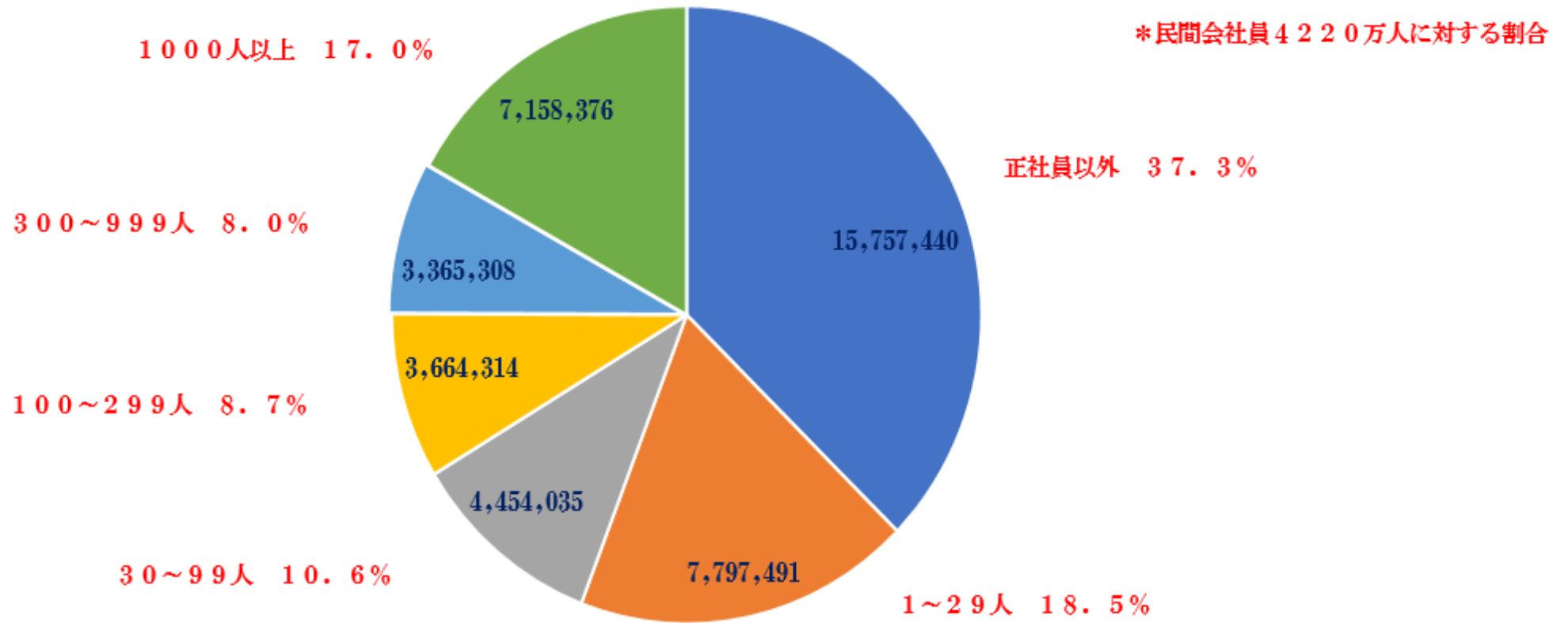
退職給付額（退職金・企業年金）の推移



データ:厚生労働省 就労条件総合調査

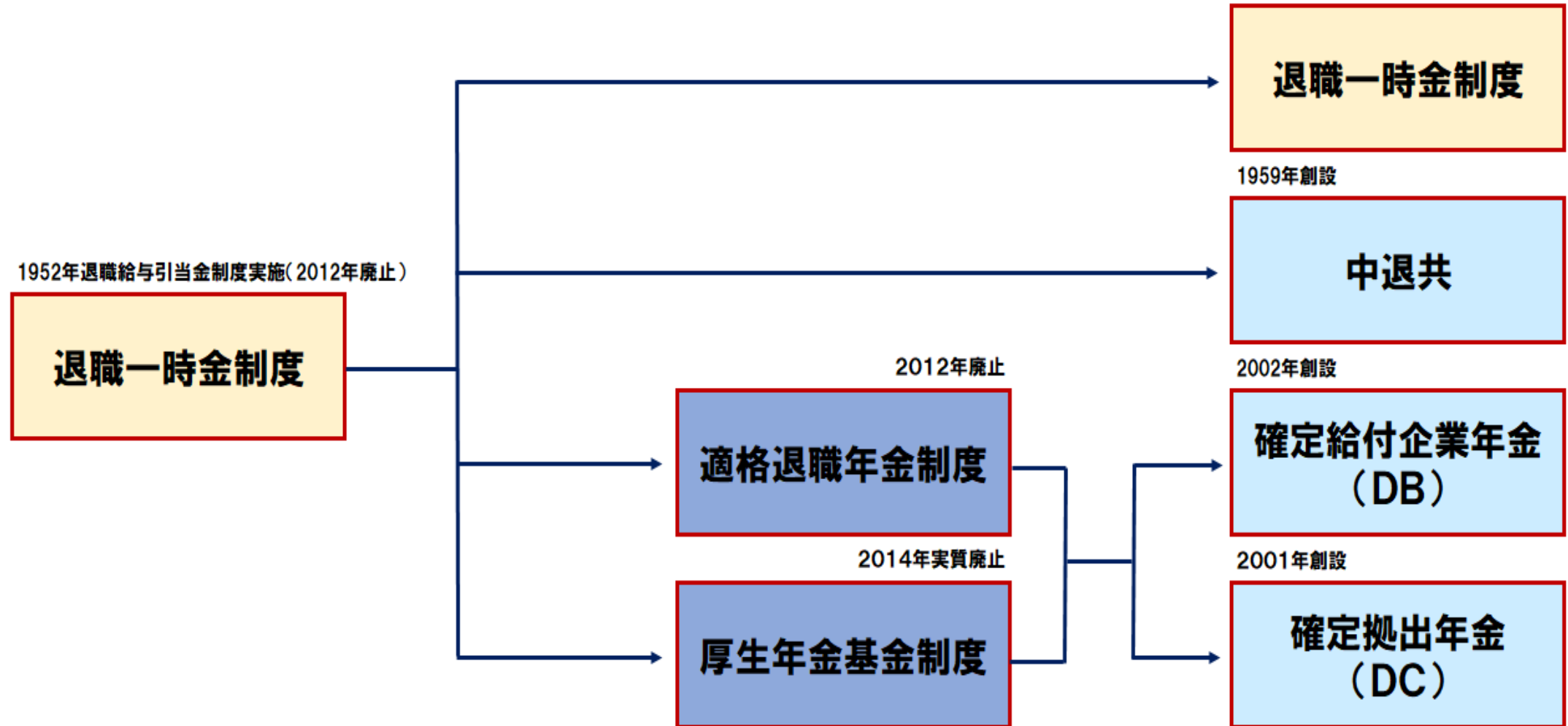
退職給付の対象となる正社員数

従業員階級別の正社員数および正社員以外数 (単位：人)



データ：総務省 平成26年経済センサス基礎調査

退職金・企業年金制度の沿革





- 日本における投資先は現金・預貯金が多くなっています。
- 資産を増やす方法として投資信託は身近になってきましたが、内容をよく理解してから始めることが大切です。
- これからは年金支給額が減ると予想されています。
税制優遇のあるNISAとDCの特徴を把握して、効率よく運用をしてゆきましょう。

会社概要

<社名>

株式会社コンシリウス CONSILIUS Co., Ltd

<本社所在地>

〒951-8053 新潟市中央区川端町3丁目15番地1

TEL 025-367-3490

email welcome@consilius2017.com

website www.consilius2017.com

<代表者>

秋山 光

<資本金>

200万円

<事業の内容>

金融経済及び資産運用に係る教育事業
セミナー等の企画運営に係る業務
企業年金、個人年金に係るコンサルティング
金融機関の年金業務、証券業務に係るコンサルティング
ファイナンシャルプランニング業務
出版物、映像物の企画制作及び販売
インターネットなどによる各種情報サービス

*当社は保険や金融商品の販売・仲介は行っていません。
また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っていません。



株式会社コンシリウスは

Well-being の実現を支援する

教育・情報サービス企業です。



株式会社コンシリウス

補 足 資 料

金融商品などの手数料

	購入時	運用中	売却・受け取り時
預金	-	-	-
生命保険(生命保険)	-	-	-
生命保険(年金保険)	-	-	-
損害保険	-	-	-
債券	スプレッド(マル管手数料)	-	スプレッド(マル管手数料)
株式	売買手数料	-	売買手数料
投資信託	購入時手数料	信託報酬	(稀に信託財産留保額)
財形貯蓄(預金)	-	-	-
財形貯蓄(保険)	-	-	-
DC(預金、保険、投資信託)	(投信には稀に購入時手数料)	投信には信託報酬	(投信には稀に信託財産留保額)
NISA(株式、投資信託)	売買・購入時手数料	投信には信託報酬	株式には売買手数料、 (投信には稀に信託財産留保額)

金融商品などの税金

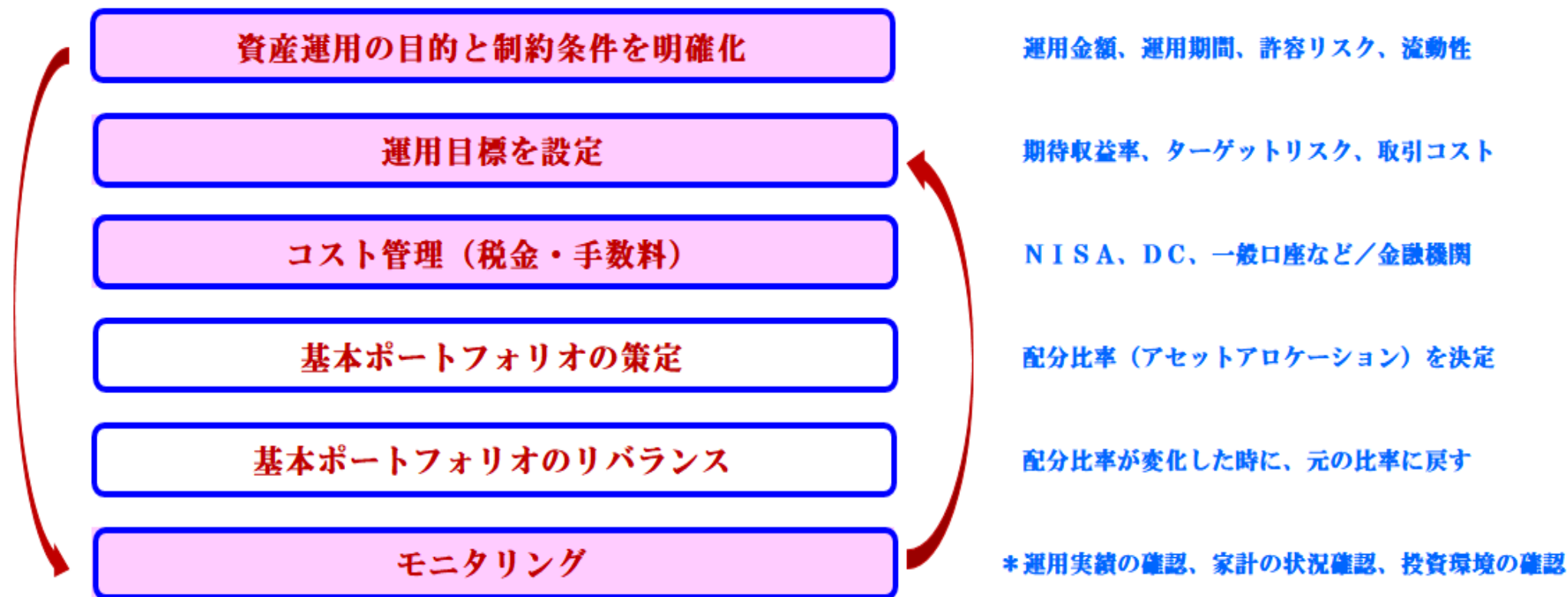
	お金を出す時	運用収益（所得税、住民税）	お金を受け取る時
預金	課税後	課税（利子所得）	-
生命保険（保険金）	一部非課税（所得控除）	-	一部非課税（相続税）、課税（所得税、贈与税）
生命保険（年金受取り）	一部非課税（所得控除）	-	課税（雑所得）
損害保険（保険金）	課税後	-	非課税
債券	課税後	課税（利子所得、譲渡所得）	-
株式	課税後	課税（配当所得、譲渡所得）	-
投資信託	課税後	課税（配当所得、譲渡所得）	-
財形貯蓄（預金）	課税後	非課税	-
財形貯蓄（保険）	課税後*	-	非課税
DC（預金、保険、投資信託）	非課税（所得控除）	非課税	課税（退職所得、雑所得）**
NISA（株式、投資信託）	課税後	非課税	-

* 財形貯蓄の保険は所得控除が適用されない

** 退職所得（退職所得控除適用し、分離課税）、年金は雑所得（公的年金等控除適用し、総合課税）

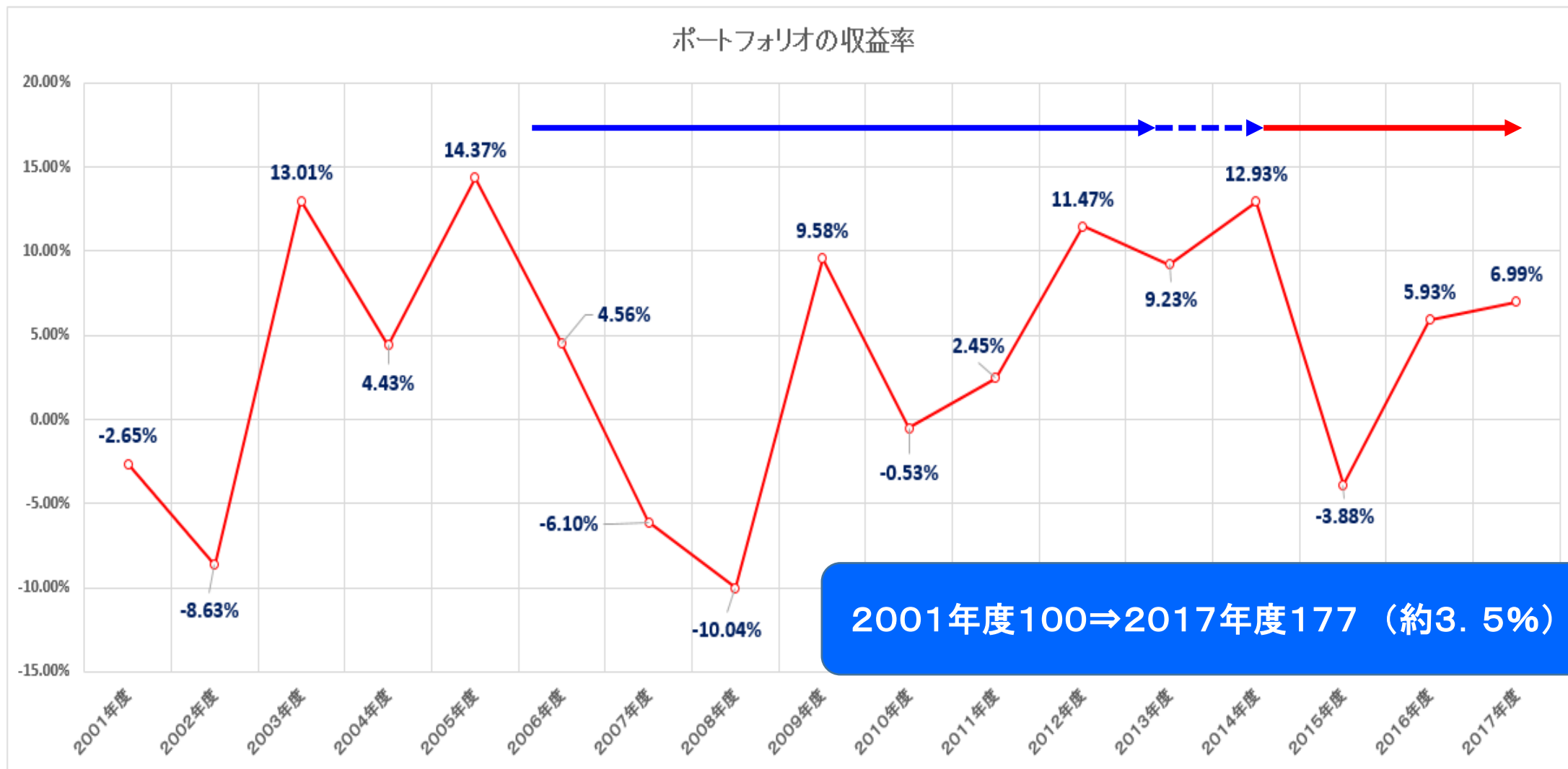
☆確定拠出年金は、exempt - exempt - tax であることに注意

資産運用のプロセス



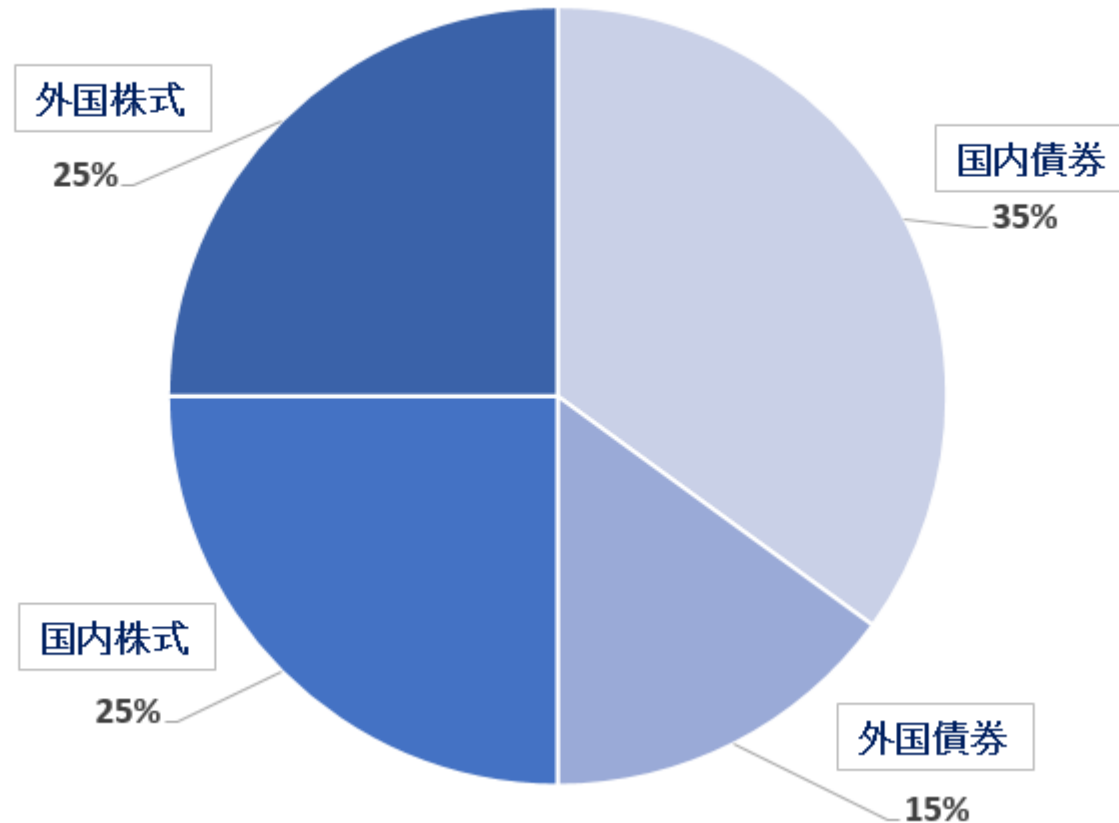
- * 運用実績 : 実績リターン、ベンチマークとの比較、リスク調整後リターン、リスク評価
- 家計の状況 : 運用資産額、家計の収支状況、家計の資産負債状況
- 投資環境 : マクロ経済、金融市場状況、企業業績

GP I Fの収益率推移



基本ポートフォリオ（1）

GPIF 14年10月～



各資産クラスのリスク・リターン
各資産間の相関
から構成比率を導き出す

○想定運用期間 25年

○期待リターン

(ケースE) 4.57%

実質GDP 0.4%、CPI 1.2%、
実質賃金上昇率 1.3%

(ケースG) 4.08%

実質GDP -0.2%、CPI 0.9%、
実質賃金上昇率 1.0%

○標準偏差 12.75%

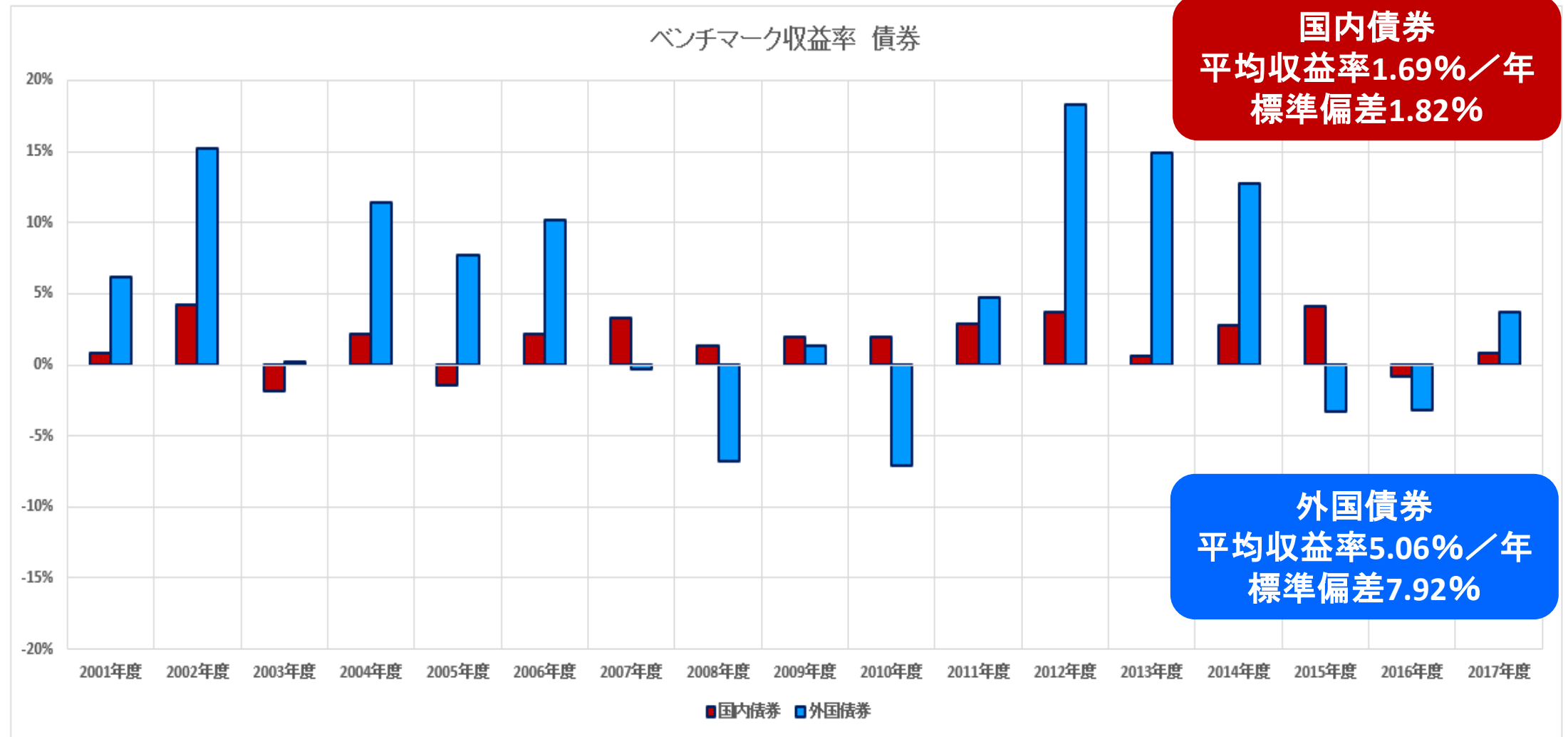
基本ポートフォリオ（2） GPIF ベンチマーク

<p>国内債券</p>	<p>複合インデックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI(除くABS)、MOMURA物価連動国債インデックスなどを運用金額による構成比で加重平均 ・各インデックスは野村証券金融工学研究センターが作成・発表
<p>外国債券</p>	<p>シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シティグループ・グローバル・マーケット・インクが作成・発表 ・時価総額につき一定基準を満たす国の国債の投資収益率を指数化 ・国際債券投資の代表的なベンチマーク
<p>国内株式</p>	<p>TOPIX(配当込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京証券取引所が作成・発表している国内株式の代表的なベンチマーク ・東証1部の基準時(1968年1月4日)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化
<p>外国株式</p>	<p>複合インデックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み)、MSCI EMARGING MARKETS(円ベース、配当込み)などを運用金額による構成比で加重平均 ・MSCI Incが作成・発表。日本除く先進国、新興国でそれぞれ構成された株式指数

ベンチマーク:市場全体の動きを表す基準指数で、ファンド等の運用成果を評価する際に比較の対象となる

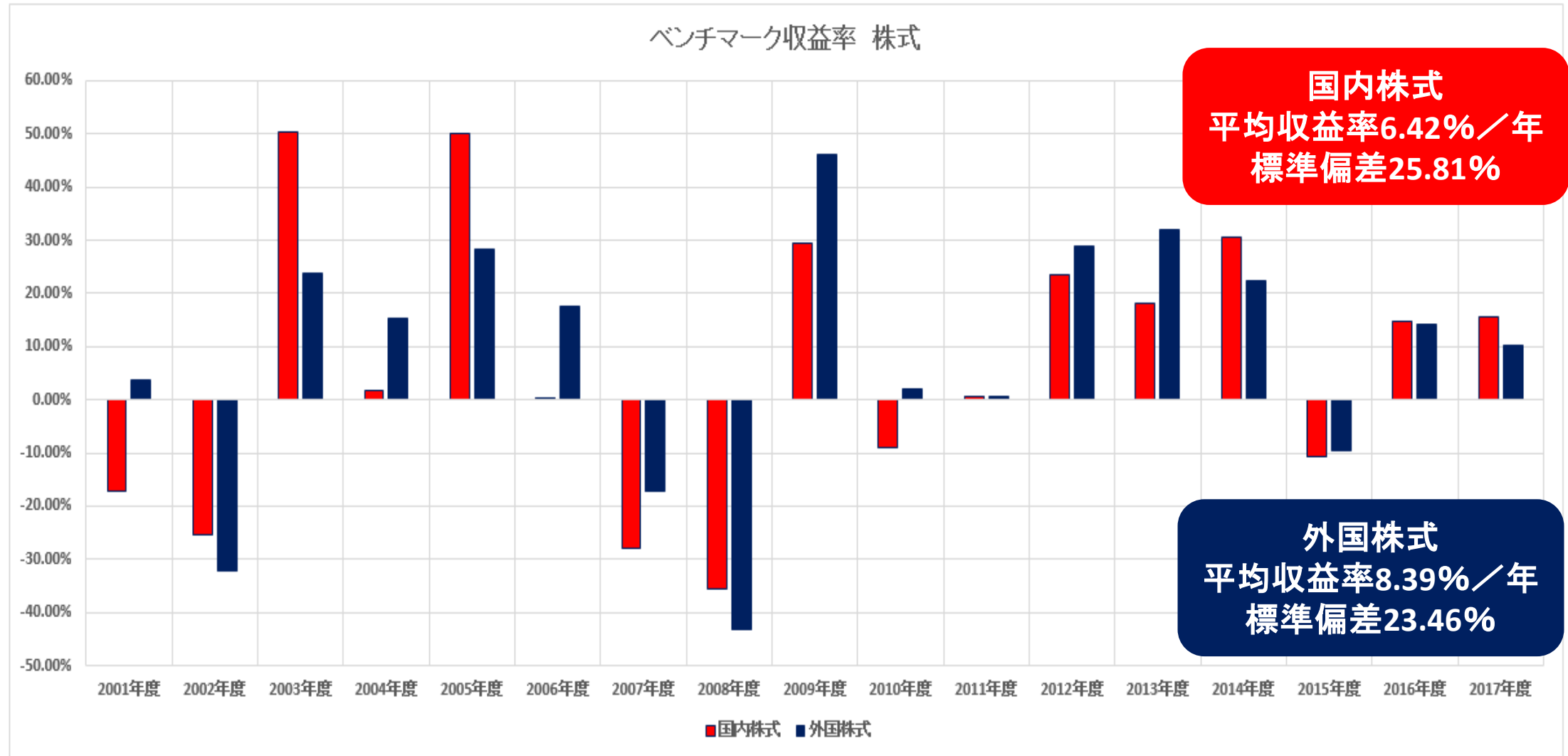
基本ポートフォリオ (3)

GPIF 債券のリスク・リターン



基本ポートフォリオ（4）

GPIF 株式のリスク・リターン



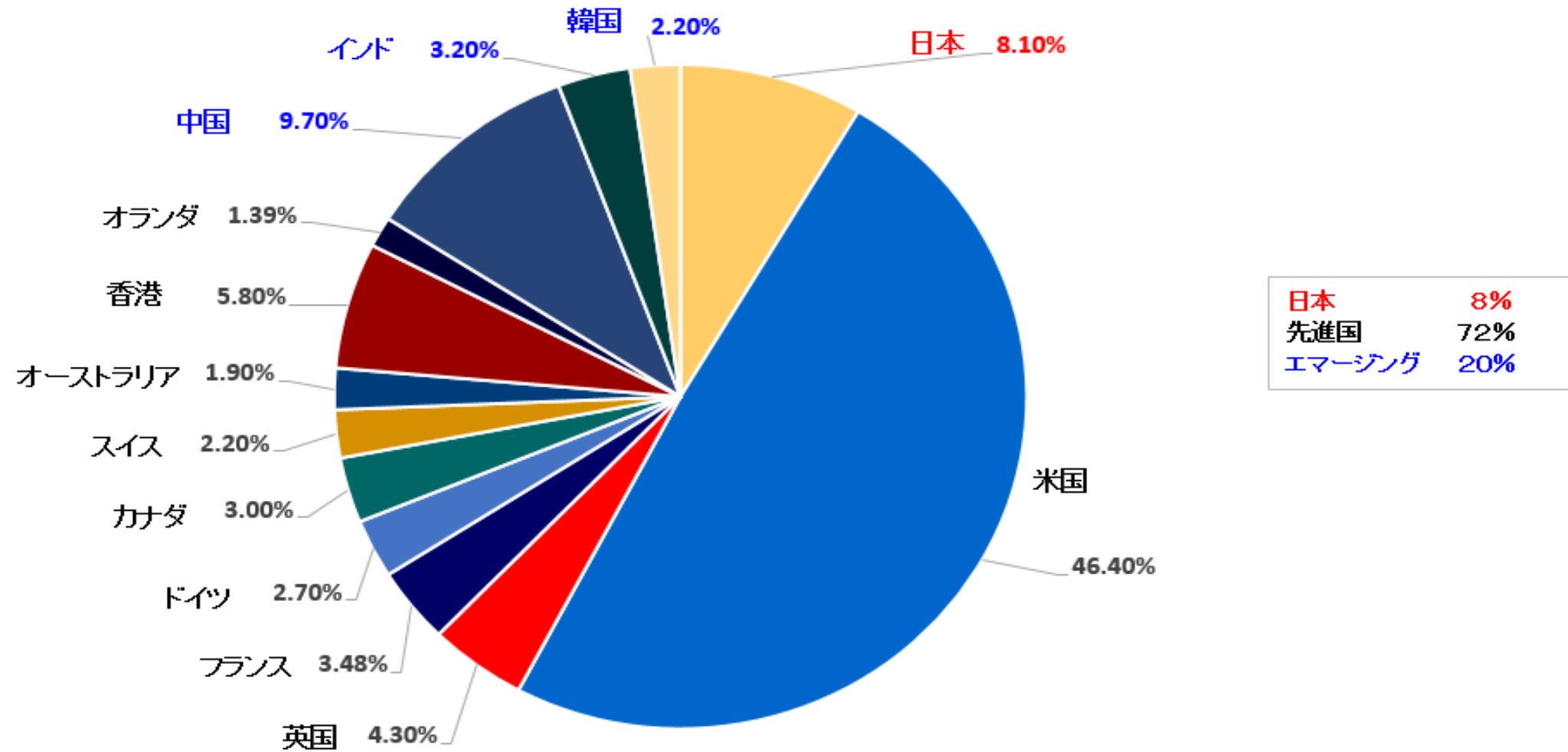
基本ポートフォリオ（5） GPIF 資産クラス間の相関

相関係数	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
国内債券	1.00			
国内株式	-0.17	1.00		
外国債券	-0.26	0.12	1.00	
外国株式	-0.36	0.78	0.50	1.00

GPIF基本ポートフォリオの変化

	国内債券		外国債券		国内株式		外国株式		短期資産
	構成割合	乖離許容幅	構成割合	乖離許容幅	構成割合	乖離許容幅	構成割合	乖離許容幅	
2006年 4月～	67%	±8%	8%	±5%	11%	±6%	9%	±5%	5%
2013年 6月～	60%	±8%	11%	±5%	12%	±6%	12%	±5%	5%
2014年10月～	35%	±10%	15%	±4%	25%	±9%	25%	±8%	

各国の株式市場時価総額シェア



各国の名目GDPと時価総額のシェア

